

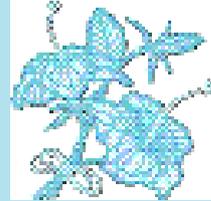
こちら

議会広報部

2009.7 発行 / 周防大島町議会
〒742-2192
周防大島町大字小松126-2
TEL: 0820-74-1003(議会事務局)
第18号 編集 / 議会広報編集特別委員会
印刷 / (有)日良居タイムス

今回の主な内容

6月定例会	1~2P
特別委員会報告	3~4P
一般質問	5~7P
町政転流	7P
その他	8P



急ピッチで進む大島病院

6月定例会

一般会計補正予算(歳入歳出それぞれ)5,843万1千円を追加し
総額142億3,343万1千円とする。

竜崎温泉調査特別委員会の調査報告

～ 指定管理者の協定書違反を指摘～

平成21年第2回定例会(6月定例会)が6月12日から18日までの7日間の日程で開催されました。

一般質問は、5名が登壇し、災害対策、指定管理の問題、環境整備対策など10の項目について質問をいたしました。

議案については、報告1件を含め、人権擁護

委員の推薦諮問1件、一般会計の補正予算1件、条例の一部改正が3件、工事請負契約3件を慎重に審議し、全件原案通り可決しました。

また、3月定例会で設置された竜崎温泉調査特別委員会よりの調査結果(指定管理者の協定書違反を指摘)の報告があり、これをもって、特別委員会は解散されました。

6月定例会

条例の一部改正・補正予算・工事請負契約・諮問案件をそれぞれ可決！！

平成21年度一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出それぞれ5,843万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を142億3,343万1千円とする。

一般会計	増減	総額
	5,843万1千円	142億3,343万1千円

歳出明細		補正額
一般会計	総務費	総務管理費 117万3千円
	民生費	児童福祉費 520万8千円
	衛生費	保健衛生費 100万2千円
	農林水産業費	水産業費 3,214万5千円
	土木費	土木管理費 277万2千円
		道路橋りょう費 99万2千円
	消防費	消防費 224万2千円
	教育費	教育総務費 78万6千円
		小学校費 74万4千円
		社会教育費 1,110万4千円
保健体育費 183万5千円		

諮問

人権擁護委員 中元みどりさん（西屋代）

一部改正した条例

周防大島町職員の育児休業等に関する条例

周防大島町国民健康保険条例

周防大島町病院等事業の設置等に関する条例

平成20年度繰越明許費

一般会計	総務費	財産管理一般経費	9,700万円
		定額給付金事業	3億5,148万8千円
	民生費	子育て応援特別手当経費	742万7千円
	農林水産業費	林道施設一般経費	6,027万円
		漁港施設管理経費	3,200万円
		港整備交付金事業	1億6,220万3千円
		海岸保全整備事業	5,220万1千円
	商工費	星野哲郎記念館管理運営経費	500万円
	土木費	街灯管理事業	3,000万円
		道路新設改良事業	5,042万2千円
河川整備事業		4,450万円	
教育費	教育総務経費	5,514万8千円	
	小学校管理事務局経費	710万円	
	中学校管理事務局経費	1,500万円	
	東和中学校改築事業経費	2億1,640万円	
特別会計	国保	総務管理一般経費	138万6千円
	公共下水道	安下庄地区公共下水道事業	3,743万4千円
	渡船	情島航路運航経費	3,600万円
浮島航路運航経費		7,689万円	

竜崎温泉調査特別委員会報告書

新山委員長より報告がありましたので、全文掲載します



1 調査事件

「竜崎温泉の指定管理者の管理において、様々な問題が発生した件につき、本施設の健全な運営に資するため施設及び指定管理者の管理状況についての調査」

2 委員会の開催回数 6回

竜崎温泉調査特別委員会開催表

開催月日	出席者等	備考
H21.3.24	委員	設置及び役員選出
4.10	委員、担当部署職員	概要調査
4.27	委員、担当部署職員 指定管理者	現地調査等
5.12	委員、担当部署職員	調査
6.4	委員	調査
6.10	委員	調査

調査のため委員会を5回、また、現地調査もおこないました。設置された時の委員会をあわせて、計6回の委員会を開催いたしました。

3 調査の経緯と結果

(調査開始までの経緯)

まず、調査にいたる前の経緯についてご報告します。

平成19年6月に周防大島町より、竜崎温泉潮風の湯の指定管理募集が行なわれ、有限会社千鳥が指定管理者となりました。(有)千鳥は、竜崎温泉潮風の湯のリニューアルオープン以前から旧本館でのレストラン運営をされており、竜崎温泉の実情についてはよく認識されていたものと思われま。指定管理開始後の10月9日付の水質検査報告書によると、当温泉でレジオネラ属菌が検出され、その後も2度(計3度)のレジオネラ属菌が発生しました。

平成20年9月5日付けの文書で(有)千鳥から現行設備に不信感があることから、衛生管理上の向上と管理経費の削減を目的に、大浴場を含む6浴槽を現行の「セピアの湯」から新たに「白湯」(無色透明)に変更し、現状のろ過器を新たに「砂ろ過方式」とする案と、露天風呂の一部を含む4浴槽の現行の「循環ろ過」から新たに「源泉掛け流し」に変更するという提案書が提出されました。

それに対する町の回答は、「起債の関係、及び現指定期間中における管理条件、管理態様の著しい変更につながるなどが憂慮され、現段階において本提案を受け容れることは、管理代行委任者(町)として好ましくない」という考えの下、言わば「時期

尚早」を理由に受け入れられない旨を回答されました。

ところが(有)千鳥は、その合意がないにもかかわらず、温泉・プール水の配管無断改造(平成20年9月28日~29日に施工)や町給水施設への井戸水配管接合(平成20年11月10日工事完了)などを行ない、さらには入浴剤添加も行なうなどこの件が世間に周知されることとなりました。

この間、町当局は、指定管理者に対し再三の注意・勧告をし、改善をはかろうとされましたが新聞報道などもあり事態を重く見て、3月3日から3日間管理業務停止の処分をし、調査を行ないました。以上が調査開始までの経緯であります。

(指定管理者の違反行為について)

調査の結果、(有)千鳥の法令等の違反行為は以下のとおりであります。

違反行為には、管理上の違反と運営上の違反があります。

まず管理上の運営管理の違反として、

1. レジオネラ属菌検出報告遅延であります。平成19年度に3件ありました。(公衆浴場法施行細則第11条第2項)

2. 「入浴剤」添加であります。(温泉法第18条第4項)

そして、設備管理の違反として、

1. のれん設置のための施設無断改造。これは、事後町へ申請がありました。(基本協定書第3条、及び基本協定書第4条第2項)

2. 温泉・プール水の配管無断改造。これは平成20年9月28日~29日に施工。(基本協定書第3条、及び基本協定書第4条第2項)

3. 町給水装置への井戸水配管接合。これは、平成20年11月10日に接続工事が完了しています。(水道法施行令第5条第1項第6号)

さらに、運営上の違反として、

1. 入浴、プール施設を利用する者以外への食事の提供。これは、平成19年9月14日町から指導しています。(基本協定書第3条、及び基本協定書第4条第2項)

2. 施設内で携帯電話の販売及びこれに伴う温泉割引クーポン券の発券。(地方自治法第238条の4第7項及び第244条第3項)などの7項目の法令等の違反行為が認められます。

(指定管理者事情聴取)

4月27日、第4回特別委員会に、指定管理者(有)千鳥の山崎浩一代表取締役他関係者にご出席いただき、事情を聴取いたしました。

その席で、山崎氏より、「このたび、3日間の管理業務の停止について、世間を騒がせ、町並びに議会、温泉を利用させていただいているお客様に大変御迷惑をおかけしました。」という陳謝があり、違反行為についても「認識不足、町執行部との連絡をしっかりとれなかったこと」に対する反省が述べられました。

また、レジオネラ属菌の発生があったことから、機械設備の問題はないのかと検討し、お客様の満足度の向上ということも考えて、この度の改造、入浴剤の添加を行なったと述べられました。この度の改造は、「試行的」なものであり、1日のできるような改造であったとも述べられました。

それに対し、委員からは、指定管理者として町と合意にいたっていないものを独断で実行したことは不適切であるとの強い指摘がありました。

(安全性について)

指定管理者の改造の動機として、「設備の安全性」への疑念をあげられましたので、当委員会は、竜崎温泉の受注業者である設計の(株)デザイン総研広島とメンテナンス業者のライニングサービス(株)に安全性への質問状を出しました。

その内容は、

1. 循環ろ過システムの安全性
1. ろ過材の効力
1. ろ過装置の機能及び温泉の泉質との適合性

などについて照会いたしました。その結果はいずれも管理を適切に行えば問題なしとの回答でした。

(資料参照)

この回答は、プレオープン以降、指定管理者制度迄の間は、鉄バクテリアによる浴槽水脱色現象が発生した事以外は問題なく管理運営されていることなどの実績から、信頼にたるものと思われま

(指定管理者への見解)

竜崎温泉は公のものであります。たとえ衛生管理上の向上と管理経費の削減を目的に改造するにしても、しかるべき手続きを経てこれをおこなうことが当然であります。その基準は基本協定書の規定であります。指定管理者はこの規定を厳守しなければなりません。

再三の町からの注意、勧告があった事実からも、町当局との合意がなされたとは思えません。

調査の結果、指定管理者の法令、協定違反は明白

であります。これらの違反行為は指定管理者として資質に欠けるものといわざるを得ません。

旧橋町時代から今日まで、(有)千鳥の経営努力は評価するものの、町当局のたび重なる注意、勧告にもかかわらず、今回の協定書違反、法令違反となったことは誠に遺憾であります。今回の一連の案件において指定管理者に重大な瑕疵があったと断ぜざるを得ません。

(管理代行委任者(町)への見解)

管理代行委任者(町)は、この間、指定管理者に対し、くり返し注意をうながし、指導、勧告を行ってきた努力は認められます。町の担当職員の真摯な努力を評価するものであります。しかし、結果として、指定管理者の違反行為をとめられなかったことは残念であり、まことに遺憾であります。

(課題)

竜崎温泉は源泉量が少ないなか、温泉のセピア色を保持すること。安心、安全な管理、運営をしていくことは、これからも大きな課題であります。多くの人の集まる、公の施設の危機管理は細心の注意をはらわねばなりません。引き続き、関係者の研究と努力が求められるところであります。

(町民の財産「竜崎温泉」)

またこの温泉は、旧橋町時代から、多くの人々に愛され、親しまれてきたものであります。この温泉は公のものであり、町民の貴重な財産であります。私のものではないのであります。その自覚をもって指定管理者は温泉の管理、運営にあたるのが当然のことです。

私達は、この温泉を守り、後世に伝えていかなければなりません。

そのためには、町当局と指定管理者が、しっかりと協議し、連携をして事態に適切に対応していくことが大切であります。同時に、両者は、なれあいならず、節度をもって、その管理、運営にあたらなければならない。

最後に、この調査にご協力頂いた皆様に心より感謝申し上げます。竜崎温泉潮風の湯のますますの発展を心より願い、調査特別委員会の報告といたします。



竜崎温泉

一 般 質 問

問われる屋代川の 河川保全・清掃のあり方！

神 岡 光 人 議 員

問 明治19年の郷の坪での洪水は、100名を越す死者と60戸余りの家屋流失という大災害であったと記されている。梅雨と台風シーズンを迎え、屋代川の河川管理が気になりである。下流域の土砂堆積は取り除いているが、郷の坪・神領流域の大きなゴロ石は一向に取り除かないが、何か理由があるのか。県の河川保全管理の考え方、今後の方針を問う。また、町として出来ることはないのかを問う。



答 (町長) 県の計画では、屋代川は、引き続き下流域から浚渫を行なう予定。郷の坪

地域の実情は、周知しているとのことから、町としては、早急な対応を強く要望していく。

問 毎年春、地域住民の手で屋代川の清掃(草刈)を行っている。大変結構であるが、河川清掃は特にごろ石が多く危険であり、よろければ骨折、大怪我にもなりかねない。

責任問題も絡みます。自主活動参加は、各自治会によって取り扱いが様々で、不参加の場合、日当徴収もあると聞く。危険を伴う作業はさせないで県又は町で管理すべきであると思うがいかがか。

答 (町長) 皆さんのご協力に感謝している。危険な箇所は、県で行なうよう強く要望していく。



屋代川上流域

今後の高潮対策は！！

中 本 博 明 議 員

問 安高離岸堤について16年12月議会で要望したところ、新規計画については、全体計画策定時に再度検討したいとの回答であったが、その後どうなっているか？



答 (町長) 安高地区離岸堤は、新規箇所であり、漁業権等の配慮も必要な場所である為、早急な対応は困難であった。護岸の嵩上げによる越波対策として、延長220m、嵩上げ高50cmの工事を実施した。離岸堤又は護岸の嵩上げ、消波ブロック設置等の事業は、町民の生命・財産・国土を

守る重要な施策の一つと位置づけ、今後もその地域に適した防護対策を検討していく。

問 最近空き巣が入ったとよく耳にするが、町として何か対策を考えているか。

答 (町長) 空き巣対策として、高齢者向けに、外出の際の「鍵かけ」などを、広報紙や防災行政無線を通じて一層強化していきたいと考えている。又大島幹部交番に、パトロールの強化も引き続きお願いしたい。



嵩上げされた安高護岸

一 般 質 問

竜崎の協定違反を問う！！

広 田 清 晴 議 員

問 竜崎温泉指定管理者千鳥の違法改造について 改造に関わった業者名 配電盤の故障に関して又違法改造するに関わり口利きはあったのか 年度ごとの入浴回数券差額の支払い状況 指定管理であっても職員の配置等必要。又町の直接管理も対応が必要。見解は？



答 (町長) 違法改造に関わった業者については有限会社千鳥グループ。口利きについては、平成20年9月頃町観光協会理事と山崎氏が当時の中本町長へ申し入れたが「法的問題点があるので許可しない」と直接指

導。指定管理者に対する入浴回数券差額の支払い状況は平成19年度(6月～翌3月末)782万8千円(15,840人分)平成20年度467万3千円(9,387人分)支払っている。

今後の竜崎温泉の管理については指定管理者制度に基づく管理を考えている。このたびの問題点を今後細かく抽出し、より一層精査、検証することが大事と考えている。

(広田) 今回違法改造に関わった業者は千鳥グループでは納得できない。又正常な状況確保の為に職員配置は必要。努力を求めます。

問 県は田布施農高大島分校を閉校すると発表した。同校の今後の活用について県に申し入れと町民の声を集約を求めます。

答 (教育長) 県有地と校舎やその他建物についても今後は十分検討を進めながら財政的な面も考慮した方向づけが必要と考えている。(その他予定価格、最低制限価格の事前公表の是非について執行部の見解をといました。)

高齢者への安心・安全な交通対策を！

中 村 美 子 議 員

問 高齢者運転免許証返納制度がスタートし、自主的に免許証を返納した人は「運転免許証サポート」が山口県警より交付される。又平成21年6月1日の道路交通法改正により、75才以上の方は免許更新の際に「講習予備検査」の義務づけで認知機能検査が実施される。これらは高齢者による交通事故が急増している為である。本町も高齢化が急速に進んでおり、生活の一部が車社会となっている(地域によっては死活問題)。高齢者にとって便利な交通手段を研



究し、本町にあった安心安全な生活ができる対応策を問う。

答 (町長) 運転卒業者サポート手帳に基づく特典は事業者の協力が前提で、本町ではホテルサンシャイン・サザンセットが登録している。参加事業者の登録については、今後警察署と連携をとっていく。

デマンド交通等を、白木線に導入できないか検討したが、維持費の割に利用率が少なく、導入を見送った経緯がある。コミュニティバスの運行については、地域の実情に合わせた交通システムを選択し実現に努力する。



ここが聞きたい!!

5名が登壇

下水道整備の現状と将来計画は！

布村和男議員

問 公共下水道の整備については、旧町への対応の違いから、地域によって整備状況の格差が生じている。周防大島町総合計画の中で、下水道整備は、町づくりや環境保全において必要不可欠であり、地域の実情を踏まえた整備計画を策定するとあるが、現在までの整備状況と将来計画について問う。



答 (町長) 整備状況については、平成21年3月末で公共下水1地区、農業集落排水5地区、漁業集落排水1地区が整備済みで、

現在、公共下水1地区、農業集落排水1地区が整備中である。町内の水洗化率は浄化槽を含め43%となっており、旧町単位では、大島地区が37.2%、久賀地区が26.9%、橘地区が60.2%、東和地区が46.2%となっている。

今後の整備計画については、現在事業を実施中の地域や新規整備計画地域・計画人口の再検討をし、さらに合併浄化槽を含めた汚水処理施設整備構想全体の見直しを今年度中に行う予定である。将来の下水道整備計画はこの見直しが終了次第提示できるものと考えている。



日良居浄化センター

町政転流 (13) 医療福祉の更なる充実・発展に向かって!

この度、6月1日付けで町長より公営企業局管理者として石原得博氏が任命された。本議会での就任の挨拶、その一部を紹介したい。

地域住民によってつくられた自治体病院は、その地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関等との連携を図りながら、公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献することを使命としています。具体的に 地域医療の確保 (特に医師や看護師の確保) 医療水準の向上、患者様中心の医療の確保、安全管理の徹底、健全経営の確保、の5項目を理念として今後の運営に誠心誠意努めて参ります。周防大島町においては公営企業局が永年行ってきた3病院(東和・橘・大島) 2老健(さざなみ・やすらぎ) 大島看護専門学校、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所の体制を

維持することが最も重要だと考えています。皆様的一方ならぬご指導とご協力をお願いします。

また「公営企業局改革プラン」においても本町は東西に長く1病院に統合が難しい条件である。たとえば整形外科は東和病院、眼科は橘病院、皮膚科は大島病院というように、それぞれ診療科に独自性を保たせ3病院での総合病院化を目指してきた。また患者様の利便性を図るうえでの無料の患者送迎車を運行している。このような状況下では、今後も高齢化率の高い当地において急性期並びに慢性期を軸とした診療体制を確保の上、3病院を継続していく考えであると方向性は変わらないことを明記している。

管理者においては、医師としてのこれまでの経験と実績を発揮して頂き本町の医療福祉の更なる充実・発展に大きく期待するところです。(尾元)



工事請負契約の締結

3 件を承認

工事名及び場所	入札執行日	入札社数	落札契約会社	入札金額	落札比率 (%)
H20年度周防大島町立東和中学校建設 建築工事	H21年5月25日	3社	神田建設、白木産業特定共同企業体	3億8,629万5千円	93.8
H20年度周防大島町立東和中学校建設 機械設備工事	H21年5月25日	8社	株式会社 大島電機	5,113万5千円	93.8
H21年度志佐漁港整備工事	H21年5月25日	12社	井森工業 株式会社	6,699万円	93.5

陳情・要望

竜崎温泉「潮風の湯」に係わる町民の意見書
提出者 周防大島町東安下庄 浦上卓三氏
(議員配布)

議員研修・派遣及活動報告

広島町人会(10名)7月5日 広島市
柳井地区広域議員研修会(全員)7月14日 柳井市
議会実務研修会(全員)7月31日 山口市



◀ 広島町人会



「こちら議会広報部」の前号(2009.4 第17号)において、下記のとおり訂正箇所がありました。

誤	6ページ 民生常任委員会報告 文中 【介護保険課関係】 問：青年後見制度利用支援事業とは。 答：この事業は、本来申し立てを行うべき親族がいなくて費用負担もできない方について、市町村長が申し立てを行い、その経費や青年後見人などへの報酬を支出するもの。
正	問：成年後見制度利用支援事業とは。 答：この事業は、本来申し立てを行うべき親族がいなくて費用負担もできない方について、市町村長が申し立てを行い、その経費や成年後見人などへの報酬を支出するもの。

お詫びして、訂正いたします。

編集後記

メキシコに端を発した「新型コロナウイルス」は、ついに世界大流行のフェーズ6となり、日本では5月9日に確認されて以来全国各地で発生している。本町でも5月1日に対策本部を設置し、発熱相談センターの周知、休日の電話相談体制、各施設の手洗い励行掲示や消毒液の設置、またマスク等の備蓄のための予算の補正を行った。公営企業局では、たちばなケアプラザ内に「発熱外来」を設置し、患者の対応を行っており、また抗ウイルス剤の備蓄にも努めている。今秋以降の感染拡大が大変懸念されているが、今後の動向に十分注意しながら、うがい、手洗いなどの励行を心がけたい。(小田)



委員長 平野 和生	委員 小田 貞利
副委員長 魚谷 洋一	委員 安本 貞敏
委員 尾元 武	委員 布村 和男



議会広報・議事録

インターネット公開へ

議会広報・議事録を「周防大島町ホームページ」で公開しています。

周防大島町ホームページ <http://www.town.suo-oshima.lg.jp>

なお、各図書館へは議事録を備えています。